

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇教委規則 技能労務職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第七十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年二月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地
 鳥振第二二二号 昭四〇、一、一八 河上 友蔵 ひかり食堂 岩美郡福部村大字海士五〇三番 住所に同じ。
 米振第一九一号 " 一〇 志摩 鳴雄 防衛庁共済組 米子市両三柳 " 地の六

合直営食堂

00494

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会 議 定 告

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種 類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和39年7月1日から
昭和39年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入 又は寄附 総額	1年1,000円 以上の寄附		支出の総額	1年1,000円 以上の支出		報告書受 理年月日
		件 数	額		件 数	額	
全日本自由労働組合鳥取県 支部							40. 1. 13
鳥取県医師連盟 国鉄動力車労働組合米子地 方本部	31						16 20

00495

民有林振興協会鳥取県支部								14
自由民主党若井支部								12
鳥取県徳安後援会 全国たばこ耕作者政治連盟 鳥取支部	233,000			159,050	4	159,050		16
生田泰治後援会								30
生田泰治後援会 生虎林会								25
生長の家政治連合鳥取県支 部	20,400			2,750			2	16

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名 又は団体名	職業	住所又は主たる 事業所の所在地
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	233,000	1,165件	耕作者組合員	—	鳥取市

(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
(1) 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	45,110円	2件	旅費
	110,500	1件	負担金
	3,440	1件	雑費

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第四号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、別表第三に定める初任給基準表によるほか、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の適用を受ける者の例により決定する。
別表第一を次のように改める。

(2) 生長の家政治連合鳥取県支部	1,500	2件	印刷費
	300	1件	通信運搬費
	50	3件	消耗品費
	300	1件	備品費

別表第一 技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級
	給料月額 円	給料月額 円
1	14,100	12,300
2	14,600	12,800
3	15,100	13,300
4	15,600	13,600
5	16,300	14,100
6	17,200	14,600
7	18,100	15,100
8	19,100	15,600
9	20,100	16,300
10	21,200	17,200
11	22,700	18,100
12	24,200	19,000
13	25,700	19,900
14	27,300	20,800
15	28,900	22,700
16	31,700	24,200
17	33,500	25,700
18	35,200	27,300
19	36,800	28,900
20	38,400	31,700
21	40,600	33,500
22	42,300	35,200
23	43,900	36,800
24	45,300	38,400
25	46,700	39,700
26	47,900	41,000
27	48,900	42,000
28	49,900	43,000
29	50,900	44,000
30	51,900	45,000
31	52,900	46,000

別表第二の次に別表第三として次のように加える。

別表第三

初任給基準表

職 種	学歴免許		初 任 給
	高 校 卒	中 学 卒	
自動車整備士	一三、六〇〇円	一一、八〇〇円	一三、〇〇〇円
運転手及び用務員	一一、三〇〇円	一〇、〇〇〇円	

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二
暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級
	暫定手当額 円	暫定手当額 円
1	340	310
2	360	320
3	380	330
4	400	330
5	420	340
6	450	360
7	480	380
8	510	400
9	550	420
10	580	450
11	630	480
12	670	510
13	770	550
14	810	580
15	860	630
16	960	670
17	1,000	770
18	1,060	810
19	1,140	860
20	1,180	960
21	1,220	1,000
22	1,270	1,060
23	1,310	1,140
24	1,350	1,180
25	1,390	1,210
26	1,430	1,240
27	1,460	1,270
28	1,480	1,290
29	1,510	1,310
30	1,540	1,330
31	1,570	1,350

附則

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

2 (昇給期間の短縮)
昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び職務の等級の最高

の号給をこえる給料月額を受けていた職員に対する昭和三十九年九月一日以降における最初の昇給については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十年二月鳥取県条例第一号)附則第九項の規定の適用を受ける者の例による。

3 (給与の内払)
改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に

附則別表

等級	号給
1 等級	16 - 18

備考 この表中「16-18」とあるのは、「16号給から18号給までの号給」を示す。

基づいて、昭和三十九年九月一日から、この規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。